豊田前小学校いじめ防止基本方針

令和６年４月改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においては、いじめの防止・根絶に向けた対策として、組織体制の構築をはじめ、児童が主体となる授業づくり、学校行事を重視した人間関係づくり等の未然防止の取組や、毎学期に１回、教育相談週間を設けて児童一人ひとりと希望保護者との個人懇談を行うとともに、毎週木曜日に生活振り返りアンケートを実施による早期発見への取組、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢での取組を進めてきた。

「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に、「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図るとともに、地域との協働や小中合同いじめ対策委員会を中核とした組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止推進法」（平成２５年９月２８日施行　以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」「山口県いじめ防止基本方針」（平成２９年１２月改訂）「美祢市いじめ防止基本方針」（令和３年５月改訂）を参酌して「美祢市立豊田前小学校いじめ防止基本方針」を定める。

Ⅰ　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１　いじめとは

＜いじめの定義＞

いじめとは､児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第２条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員によることなく、いじめ対策委員会が中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立って行う必要がある。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

◇　冷やかしやからかい、いじり、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
◇　仲間はずれ、集団による無視をされる。
◇　ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
◇　金品をたかられる。
◇　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
◇　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
◇　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　　等

いじめの四層構造を念頭に置き、いじめる・いじめられるという二者関係への対応だけでなく、傍観することなく仲裁したりするなど、集団全体にいじめを許容しない雰囲気を醸成するとともに、児童全員がいじめを自らの問題としてとらえ、正しく行動できる力が育まれるようにする。

※　「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えない所で被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとする。（「山口県いじめ防止基本方針」Ｐ３２より）

２　いじめ防止等に係る基本的な考え

（１）いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。　（法第４条）

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対にゆるされない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての児童を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

いじめを防止するには、全ての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが最も有効である。そのためには、「規律」「学力」「自己有用感」を子どもたちがもてるように教育活動を行うことが必要である。よって、以下の事項に重点的に取り組む。

（２）いじめの早期発見・早期対応

いじめは、構造的に見えにくい一面があることから、児童の些細な変容について関わる全ての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではない

か」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、可能な限り早期にいじめを認知することが必要である。

いじめを認知した場合は、情報を共有し、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、児童にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解消されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守り等の継続支援を行う。

（３）家庭や地域との連携

児童を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が児童たちとしっかり関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、ＰＴＡや学校運営協議会等と積極的に協働を図る。

（４）関係機関等との連携

いじめ問題の対応においては、関係の児童・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、人権擁護機関と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

Ⅱ　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

１　いじめ防止等のために実施する事項

（１）いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、「いじめ対策委員会」を置き、既存の「生徒指導部」を実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

○　いじめ対策委員会

学期ごとの校内委員による取組状況検討会議、事案の発生時、必要に応じた緊急会議等。

・　構成

管理職、生徒指導主任、教育相談担当、学年主任、養護教諭、学校スクールカウンセラー、主任児童委員

※　必要に応じ、外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

・　役割

◇　学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・改善
◇　いじめの相談・通報の窓口
◇　いじめの疑いのある情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

○　生徒指導部

夕の会での児童理解の会、事案発生時の緊急会議等

・構成

管理職、生徒指導主任、学級担任、養護教諭

※　必要に応じ、管理職、該当学級担任等を加える。

・役割

◇　いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集、記録、共有 ◇　いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童への生徒指導　等 ◇　学校行事、校内研修等の企画・実施 ◇　週１回生活アンケートの実施・結果の分析・対策の検討

（２）人権が尊重された学級づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

（３）　豊かな心を育む教育の推進

・　児童一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、道徳教育を充実させる。

・　いじめの未然防止に向け、児童の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した取組を行う。

・　社会貢献の在り方、自他の権利の尊重、人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため、地域清掃活動等のボランティア活動を充実する。

２　いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的に行われるよう、別に示す「年間計画」により、「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

未然防止（いじめの予防）

（１）　生徒指導・教育相談体制の充実・強化

・　教職員の資質能力の向上に向け、スクールカウンセラー等と連携しながら、積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止に向けた校内教職員研修を開催する。

・　すべての児童の能力を最大限に発揮できるよう、開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努める。

・小中の切れ目のない支援体制を構築するため、小中連携を促進し、学校相互間の情報共有に努めるとともに、一貫したいじめ防止等の対策に取り組む。
・見逃してしまいがちな小さな出来事が重大な事故に繋がってしまうことへの未然防止策である「ヒヤリハット対策」を実施する。

（２）教育活動全体を通した取組

・教えて、考えさせて、定着させる学習活動を通して学び合い、学習内容を深めていくことができる授業づくりに努める。
・すべての教育活動を通じて道徳教育を行い、児童の社会性や規範意識等の豊かな心を育み、一人ひとりの健全な成長が促されるよう、取組を進める。
・児童が、他者との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験していくことができるよう、学級活動をはじめ、学校行事、児童総会、クラブ活動において、内容・方法等を工夫改善する。また、いじめの防止・解決に向けた児童の主体的な取組を支援する。
・学校行事やボランティア活動、ＡＦＰＹを活用した体験活動等に重点的に取り組み、思いやりの心や社会性を育む。

（３）家庭・地域との連携

・いじめを解決していくためには、保護者との緊密な連携が必要であるため、日頃から信頼関係づくりに努める。
・ＰＴＡ、学校運営協議会、青少年健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関を協議する機会を設け、いじめ問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
・児童の校外生活について、日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。

早期発見（発見しにくいいじめの発見）

（１）校内指導体制の確立

・「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常に持ちながら、保護者と緊密に連携し、定期アンケート、各学期の個人面談に取り組むとともに、担任を中心に全教職員できめ細かく児童を見守る体制をつくる。
・開かれた保健室・相談しやすい教育相談室等、様々な手段で児童の不安や悩みをしっかりと受け止める。

（２）家庭・地域との連携

・学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、児童のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

（１）早期対応のための本校の体制

・いじめを認知した場合は、担任が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。

（２）いじめへの対応

・いじめられている児童を守り抜くとともに、いじめている児童に対して毅然とした姿勢で対応する。

・学校内にいじめは許さないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる児童や見て見ぬふりをする児童に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。

・いじめられている児童の心のケア、いじめている児童の内省を促す支援等、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。

・インターネットや携帯電話を通じて行われているいじめに対しては、いじめを受けた児童からの申し出を精査する過程で、書き込み等を印刷又は写真撮影しておくなど、記録を取る。

　いじめられている児童の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、児童のためにいじめを解決していく。

・いじめられている児童の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、児童のよりよい成長のために協力を依頼する。

＜いじめ解消の定義＞

【①いじめに係る行為が止んでいること】

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは，少なくとも３か月を目安とする。ただし，いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は，この目安にかかわらず，学校の設置者又は学校の判断により，より長期の期間を設定するものとする。

【②被害者が心身の苦痛を感じていないこと】

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において，被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し，心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は，いじめが解消に至っていない段階では，被害者を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する責任を有する。

「解消している状態」に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，学校の教職員は，当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については，日常的に注意深く観察する必要がある。（いじめ防止基本方針）

（２） 地域・関係機関との連携

・日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。

・犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、「やまぐち児童生徒サポートライン」（平成１６年４月施行）による「学校から警察への連絡に関するガイドライン」（平成２２年１１月策定）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

３　重大事態への対応

<u>重大事態とは</u>

○ いじめにより該当学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）

○ いじめにより該当学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間３０日を目安とするが、児童が一定の期間欠席しているような場合は学校又は県教委の判断で重大事態と認識する。）（法２８条）

※児童やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに県教委に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている児童の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会（法２２条）を母体に調査員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、県教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

Ⅲ　家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、学校での取組を学校・学級だよりでも取り上げ、PTA専門部「キッズクラブ」とともに、青少年健全育成協議会等の地域の関係機関にも協力を依頼し学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、児童・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

（１） 本校の相談窓口

美祢市立豊田前小学校	代　表	０８３７－５７－００１４
	生徒指導担当教諭，養護教諭	

（２） 関係機関等の相談窓口

美祢市いじめ 110 番（ヤングテレフォン美祢）	０８３７－５２－０４００
こども人権 110 番（山口地方法務局）	０１２０－００７－１１０
いじめ 110 番（やまぐち総合教育支援センター）	０８３－９８７－１２０１
サイバー犯罪対策室（山口県警本部）	０８３－９３３－０１１０
ヤングテレフォン・やまぐち（山口県警本部）	０１２０－４９－５１５０
ふれあい総合テレフォン（やまぐち総合教育支援センター）	０８３－９８７－１２４０
山口県教育庁行政相談室（教育庁教育政策課）	０８３－９３３－４５３１
ふれあいメール（やまぐち総合教育支援センター）	Soudan@g.ysn21.jp